

住基ネットの個人情報保護対策

住民基本台帳ネットワークシステムでは、個人情報の保護を最も重要な課題としています。そのため、個人情報保護に関する国際的な基準を十分踏まえた上で、制度面、技術面及び運用面などあらゆる面で十分な対策を行っています。

保有する情報や利用目的を法律で限定しています

①都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は、4情報（氏名・生年月日・性別・住所）、住民票コードとこれらの変更情報を法律で限定しています。

②都道府県や指定情報処理機関が情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を法律で具体的に限定しています。また、行政機関が提供された情報を目的外利用することを禁止しています。

③住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化の際には市区町村間で、統柄、戸籍の表示等の情報も送信されますが、都道府県や指定情報処理機関のコンピュータに保有されることはありません。また、これらのコンピュータを通過することもありません。

住民票コードは、利用が限定されています

①民間部門が住民票コードを利用するることは法律で禁止されています。特に、民間部門が住民票コードの記録されたデータベースを作成したり、契約に際し住民票コードの告知を要求すると、刑罰（1年以下の懲役または50万円以下の罰金）が科せられます。

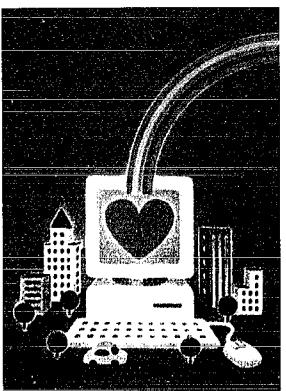
②行政機関が住民票コードを利用することも法律により具体的に限定しています。

③住民票コードは、無作為の番号で、住民の申請により、いつでも変更できます。

アメリカやカナダでは、Social Security Numberなど、北欧や韓国では、Personal Identity Number等が、行政や民間のさまざまな分野で使われ、事実上の共通番号となっています。我が国の住民票コードは、市区町村が住民票に記載する番号で、民間が利用できない、限られた行政分野で用いられる限定的な番号です。

外部からの侵入と内部の不正利用を防止しています

【外部からの侵入の防止】



- ①専用回線の利用、ファイアウォール・IDS（侵入検知装置）の設置により、不正侵入を防止しています。
- ②通信を行う際には、データを暗号化します。また、通信相手のコンピュータの正当性を確認してから通信を行うことにより、通信相手のなりすましを防止しています。
- ③万が一の場合は、「緊急時対応計画」に基づき、ネットワークの運営を停止するなど、個人情報保護を最優先した運営を行います。

【内部の不正利用の防止】

- ①地方公共団体・指定情報処理機関・本人確認情報の受領者（行政機関）のシステム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重します（通常は1年以下の懲役または3万円以下の罰金→2年以下の懲役または100万円以下の罰金）。また、委託業者が秘密を漏らした場合も、同じ刑罰が科せられます。
- ②地方公共団体・指定情報処理機関・本人確認情報の受領者（行政機関）において、操作者識別カードやパスワードによる厳格な確認を行い、正当なシステム操作者だけがコンピュータを操作できるようにしています。
- ③コンピュータの使用記録を保存し、監査を行うことにより、いつ、だれか、コンピュータを使用したのか、追跡調査ができるようにしています。
- ④全国で地方公共団体・指定情報処理機関・本人確認情報の受領者（行政機関）のシステム操作者のセキュリティ研修会を実施しています。
- ⑤住民からの請求に応じて、都道府県知事から自己の本人確認情報の提供状況を開示できるよう、準備をしています。

住民基本台帳カードは、個人情報を守るICカードです

住民基本台帳カードは、高度のセキュリティ機能を備えたICカードを採用することにより、住基ネットでの本人確認の利用、公的個人認証サービスでの秘密鍵などの保存用のカードとしての利用、市区町村の条例に規定する独自サービスでの利用を安全に行うことが可能になっています。

- ①それぞれの利用目的ごとに、正当なカード利用者かどうかの確認を利用者自身が入力するパスワードにより行います。（市区町村の独自利用でパスワード照合を省略したサービス提供を行う場合を除く）
- ②それぞれの利用目的ごとに、カードとシステム間で相互の正当性を確認します。
- ③利用目的ごとの独立性を確保し、個人情報を保護するための措置として、カード内にアプリケーションファイアウォールを設け、利用の制限を行います。
- ④カードのチップ部分への物理的・論理的攻撃に対する防御対策を講じます。

外部監査などの結果や住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会※の意見も踏まえ、皆様に安心していただけるよう、これからもシステムの安全性の維持・向上に努めています。

※学識経験者、地方公共団体代表者等から構成される総務大臣の諮問機関

総務省・住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会
<http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daityo/>

住民基本台帳ネットワークシステム

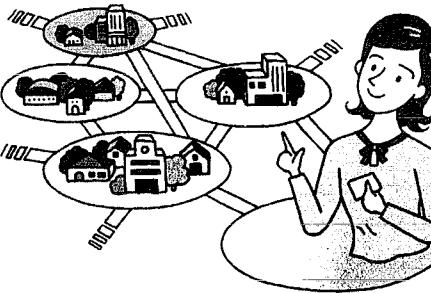
住基ネット第2次サービス（本年8月25日から）

【住民票の写しの広域交付】

全国どこの市区町村でも自分の住民票の写し（戸籍の表示を省略したもの）が取れるようになります。

現在、住民票の写しの交付は、住んでいる市区町村でしか受けられません。

住基ネットを活用して全国の市区町村間で住民票の情報のやり取りができるようになります。これにより、全国どこの市区町村でも、住民基本台帳カード、運転免許証などを市区町村の窓口で提示することによって、本人や世帯の住民票の写し（戸籍の表示を省略したもの）の交付が受けられるようになります。

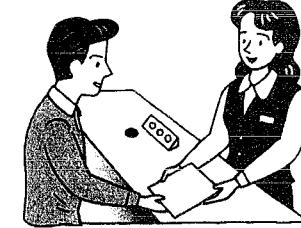


【転入転出手続の簡素化】

住民基本台帳カードの交付を受けている場合、転出届を郵送で行うことにより、引越の手続きで窓口に行くのは転入時1回だけで済みます。

現在、引越の場合には、まず、済んでいる市区町村に転出届を行い、転出証明書の交付を受けた上で、引越先の市区町村に転入届を行う必要があります。

住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、確実な本人確認ができるため、一定の事項を記入した転出届を郵送で行い（この場合の転出届は、近い将来、インターネットで行うことも可能となる予定です）、住民基本台帳カードを引越先の市区町村の窓口で提示して転入届を行うことにより、引越の場合に窓口に行くのが転入時の1回だけで済むようになります。



昨年8月に始まった、住基ネット第1次サービス

各市区町村の住民基本台帳のネットワーク化を図り、都道府県や指定情報処理機関において、住民票の情報のうち4情報（氏名・生年月日・性別・住所）、住民票コードとこれらの変更情報を「本人確認情報」と言いますを保有することにより、全国共通の本人確認が可能となりました。

行政機関への申請や届出に住民票の写しが不要に

これまで

パスポートの交付を受けるために、住民票の写しを提出しなければなりませんでした。また、恩給を受給されている方は、受給権調査申立書に市区町村長の証明を受けなければなりませんでした。



行政機関への申請や届出の際に住民票の写しを添付したり、証明を受ける必要がなくなりました。



住民票の写しの交付手数料の負担や住民票の写しの交付を受けるために市区町村の窓口まで出かけていく必要がなくなりました。

共済年金の現況届等が不要に

これまで

年金を受給されていた方は、年に1回、現況届などと言われる生存確認のための届出をしなければなりません。



共済年金受給者の現況届等を廃止することができるようになりました。



共済年金受給者が現況届等に記入し、年金支給機関へ郵送する手間や切手代の負担がなくなりました。また、年金支給機関は現況届等を共済年金受給者に郵送する経費や手間が不要となるほか、年金の過払いを防止することが可能になりました。